

新型コロナウイルス感染症の影響により 県税を一括で納付できない方へ ～納税の猶予制度に関するお知らせです～

三重県

新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一括して納付することができない場合には、県税事務所に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り猶予が認められますので、所管の県税事務所（納税課）にご相談ください。

○換価の猶予（地方税法第15条の6）

県税を一括で納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、その県税の納期限から6ヶ月以内に所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

※申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

※既に滞納がある場合や滞納となつてから6月を超える場合であっても、県税事務所長の職権による換価の猶予が受けられる場合があります。（地方税法第15条の5）

○徴収猶予（地方税法第15条）

下記のいずれかの理由によって、県税を一括で納付できないと認められるときに、所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税が猶予される制度です。

- ① 財産について災害を受けたこと、又は盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかったこと、又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止したこと、又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤ 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

※①から④を理由とする場合の申請については、期限はありません。⑤を理由とする場合の申請期限は、その納付すべき税額が確定した県税の納期限までです。

※個別の事情については、裏面を参照してください。

○猶予が認められると

【換価の猶予】

- ・原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ・猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

【徴収猶予】

- ・原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、徴収猶予が認められることがありますので、所管の県税事務所（納税課）にご相談ください。

○個別の事情（ケース）

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、県税を一括で納付できない額のうち、医療費や治療費等に付随する費用

③事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、県税を一括で納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、県税を一括で納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

※申請に必要な書類等については、所管の県税事務所（納税課）にご相談ください。

詳しくは、最寄りの県税事務所（納税課）に相談いただくか、下記県税のページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

県税事務所		所管区域	電話番号
桑名県税事務所	納税課	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡	0594-24-3612
四日市県税事務所	納税課	四日市市、三重郡	059-352-0575
鈴鹿県税事務所	納税課	鈴鹿市、亀山市	059-382-8660
津総合県税事務所	納税課	津市	059-223-5020
松阪県税事務所	納税課	松阪市、多気郡	0598-50-0510
伊勢県税事務所	納税課	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡	0596-27-5127
伊賀県税事務所	納税課	名張市、伊賀市	0595-24-8020
紀州県税事務所	納税課	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	0597-23-3417